[事案 27-148] 配当金支払等請求

• 平成 28 年 3 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

契約時、設計書に記載された年金額を確定金額として説明されたこと等を理由に、設計書どおりの年金支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和63年8月に契約した終身年金保険について、平成27年8月に支払いが開始された年金額は、設計書の「各年受取額」欄に記載された金額を大幅に下回っていた。

以下の理由により、設計書どおりの金額を支払ってほしい。

- (1) 設計書には、年金額の試算数値を記載した手書きの表が貼られ、募集人による割印がなされている。
- (2) 貼付された一覧表の下部には、上記金額に相違ないことを証明する旨が手書きで記載され、募集人の署名・押印および支部長の記名・押印がなされている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款では、設計書に記載された年金は確定した金額ではなく、将来の状況により変動の可能性があることが定められている。
- (2) 設計書には、年金の支払い金額を約束するものではないことが明記されている。
- (3) 設計書の手書き文言、募集人の署名・押印および支部長の押印の経緯は不明であるが、極めて異例であり、当時、申立人から強く求められ、やむを得ず手書きの記載および署名・押印を行ったものと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険会社の対応に不適切な 点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人、保険会社の支部 長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が、設計書の「各年受取額」欄記載の年金額を支払う義務は認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第34条1項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1)募集人が申立人に対して、設計書の「各年受取額」記載の金額が確実に支払われる旨の説明をした認めることはできないが、設計書の手書き文言が申立人の主張するような誤解を生じさせる可能性があることは否定できない。
- (2) 支部長の押印を支部長自身が行ったかどうかは不明であるものの、少なくとも保険会社の 従業員の誰かが押印したことは確実である。しかし、計算が正しいことを示す目的であれば、通常の形で印字された設計書を渡せば良く、手書き文言も、募集人や支部長の押印も 不必要なもので、申立人に誤解を生じさせる非常に不適切なものである。